

第15回 定時株主総会資料 (電子提供措置事項のうち交付書面省略事項)

第15期 (2026年3月期)
(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

事業報告

主要な事業所および工場等
使用人の状況
主要な借入先の状況
新株予約権等の状況
会計監査人の状況
業務の適正を確保するための体制
および当該体制の運用状況
会社の支配に関する基本方針

計算書類

貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告
計算書類に係る会計監査報告
監査役会の監査報告

連結計算書類

連結財政状態計算書
連結損益計算書
連結持分変動計算書
連結注記表

株主総会参考書類

東洋精糖株式会社(吸収合併消滅会社)の
最終事業年度に係る計算書類等

ウェルネオシュガー株式会社

上記事項につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面(電子提供措置事項記載書面)への記載を省略しております。

事業報告

主要な事業所および工場等 (2026年3月31日現在)

① 当社

	名称	所在地
本社		東京都中央区
工場等	千葉工場	千葉県千葉市美浜区
	中部工場	愛知県碧南市
	関西工場	大阪府大阪市城東区
	九州工場	宮崎県日向市
	千葉物流センター	千葉県千葉市美浜区
	沖縄ラボ	沖縄県うるま市
営業所	仙台営業所	宮城県仙台市青葉区
	名古屋営業所	愛知県名古屋市中村区
	大阪営業所	大阪府大阪市城東区
	広島営業所	広島県広島市東区
	福岡営業所	福岡県福岡市博多区
	南九州営業所	宮崎県日向市

② 子会社

会社名	所在地
東洋精糖株式会社	東京都中央区
トーハン株式会社	東京都中央区
新豊食品株式会社	千葉県千葉市美浜区
日新サービス株式会社	東京都中央区
シー・アンド・エス・サービス株式会社	愛知県碧南市
ツキオカフィルム製菓株式会社	岐阜県各務原市
株式会社日新ウエルネス	東京都中央区
ニューポート産業株式会社	千葉県千葉市美浜区

③ 関連会社

会社名	所在地
新東日本製糖株式会社	千葉県千葉市美浜区
太平洋製糖株式会社	神奈川県横浜市鶴見区
新光糖業株式会社	鹿児島県熊毛郡
南栄糖業株式会社	鹿児島県大島郡
久米島製糖株式会社	沖縄県久米島町
新中糖産業株式会社	沖縄県中頭郡
宮古製糖株式会社	沖縄県宮古島市
衣浦埠頭株式会社	愛知県碧南市
衣浦ユーティリティー株式会社	愛知県碧南市
ツルヤ化成工業株式会社	山梨県韮崎市

(ご参考) 株式会社日新ウエルネスが運営する主なスポーツクラブ

【ドゥ・スポーツプラザ】総合フィットネスクラブ

豊洲 (東京都江東区)

上里 (埼玉県児玉郡)

高崎 (群馬県高崎市)

【スポーツクラブエンターテインメントA-1】総合フィットネスクラブ

笹塚 (東京都渋谷区)

【BLEDA (ブレダ)】ホットヨガ&コラーゲンスタジオ

上里 (埼玉県児玉郡)

伊奈 (埼玉県北足立郡)

浦和美園 (埼玉県さいたま市)

野田 (千葉県野田市)

【DO SMART (ドゥ・スマート)】バジェット型トレーニングジム

野田 (千葉県野田市)

本庄 (埼玉県本庄市)

【A-1 EXPRESS】24時間ジム

西永福 (東京都杉並区)

つつじヶ丘 (東京都調布市)

玉川学園前 (東京都町田市)

浜田山 (東京都杉並区)

桜上水 (東京都杉並区)

千歳鳥山 (東京都世田谷区)

代田橋 (東京都世田谷区)

【A-1 EXPRESS LIGHT】バジェット型24時間ジム

代田橋 (東京都世田谷区)

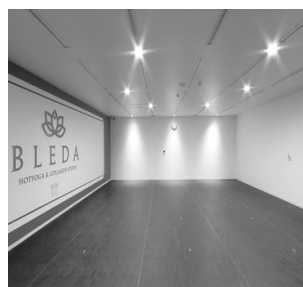
杉並宮前 (東京都杉並区)



ドゥ・スポーツプラザ 豊洲店



DO SMART 野田店・
BLEDA 野田店



BLEDA 野田店



スポーツクラブエンター
テインメントA-1 笹塚店

使用人の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

セグメント	使用人数	前連結会計年度末比増減
Sugar	478 (51) 名	13名増 (8名減)
Food&Wellness	266 (69) 名	4名増 (11名減)
その他	11 (-) 名	1名減 (-)
合 計	755 (120) 名	16名増 (19名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
450 (-) 名	73名増 (-)	42.3歳	17.8年

(注) 使用人数が前連結会計年度末と比べて73名増加しましたのは、2025年10月1日付で第一糖業株式会社を吸収合併したためであります。

主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三井住友銀行	3,700
三井住友信託銀行株式会社	1,630
株式会社みずほ銀行	1,630
碧海信用金庫	1,530

新株予約権等の状況

該当事項はありません。

会計監査人の状況

① 名称 東陽監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	74
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	86

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額は合計額で記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容および報酬見積りの算出根拠等を検討したうえで、会計監査人の報酬等の額について同意をしております。
3. 当社の子会社である東洋精糖株式会社及びニューポート産業株式会社は、東陽監査法人が会計監査人となっております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容および当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

A. 決定内容の概要

当社は、会社法第362条第4項第6号、第5項および会社法施行規則第100条第1項、第3項に基づき、コンプライアンスの確保、財務報告の信頼性の確保、業務の効率化等、業務の適正を確保するため、以下の基本方針に則り、内部統制システムを構築する。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の基礎として、「行動規範・行動指針」および「コンプライアンス規程」を定め、取締役会の決議により定めた執行役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の確立を図る。また、内部監査により、コンプライアンスの状況の監査を行う。

法令違反その他コンプライアンスに反する行為に対する内部通報体制を確立するため、「内部通報取扱規程」を定め、同規程に基づきその運営を行う。

取締役による職務執行の監督機能を向上させるため、執行役員制度を採用し執行機能と監督機能の分離を図るとともに、独立性の高い社外取締役を選任する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役等の職務執行に係る文書その他の情報については、「文書取扱規程」を定め、同規程に基づき適切かつ確実に保存・管理するとともに取締役および監査役等が必要に応じて閲覧できる体制を確立する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎となる「リスク管理規程」を定め、全社横断的なリスク管理のためのリスク管理委員会を設置し、個々のリスクについての管理担当部を定め、同規程に則ったリスク管理体制を確立する。不測の事態が発生した場合には、代表取締役を本部長とする危機緊急対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止めるとともに、再発防止策を講じる体制を確立する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、法律で定められた事項および経営に関する重要事項について審議する取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催する。取締役会の決議により、業務の執行を担当する執行役員を選任し、会社の業務を委任する。執行役員は、取締役会で決定した会社の方針および代表取締役の指示の下、業務を執行する。会社の業務執行を統括し、業務執行の重要事項の審議・決定機関として、また、株主総会、取締役会に

において審議、決定する経営に係わる重要事項の事前協議を行う機関として、経営会議を設置し、原則として月2回以上開催する。

取締役会および経営会議の決定に基づく職務執行については、「組織規程」「業務分掌規程」および「職務権限規程」において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定め、同職務執行が円滑かつ効率的に行われるようにする。

職務の合理化およびITの活用を通じて職務の効率化を推進する。

⑤ 次に掲げる体制その他の当社およびその子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

「関係会社管理規程」を定め、各社の業績に関する事項を定期的に報告させるとともに経営および業務執行に係る重要事項について適宜報告させる体制を確立する。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「関係会社管理規程」を定め、各社のリスクに関する情報の報告をさせるとともに、当社リスク管理委員会等において子会社のリスクに関する事項も含め網羅的・統括的に管理する体制を確立する。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の自主性および独立性を尊重しつつ、当社グループの経営の適正かつ効率的な運営に資するため、子会社の管理の基本方針および運用方針を定める。

同方針に沿って、子会社の事業内容、規模等に応じた適正なガバナンス体制および内部統制体制を整備させるとともに、当社内部監査室による監査等を通じて、取締役等の職務執行が効率的に行われているかをチェックし、必要に応じて改善等を指示する体制を確立する。

ニ. 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

「行動規範・行動指針」に基づき、子会社の取締役等および使用人が社会的な要請に応え、適法かつ公正な職務執行を行う体制を構築させる。

子会社に事業内容、規模等に応じたコンプライアンス体制を構築させるとともに、当社の内部通報体制あるいは内部監査体制等のコンプライアンス体制に、子会社を組み込むことにより統括的に管理する体制を確立する。

ホ. その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

子会社の業務の適正性を確保するため、当社役員または使用人を子会社役員として派遣または兼任させるとともに、当社内部監査室による定期的な監査を実施する。

⑥ 内部統制システムの有効性と妥当性を確保するための体制

各業務から独立した内部監査室を設置し、「内部監査規程」を定め、同規程に基づき、内部監査を実施することにより当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する体制を確立する。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役による監査が円滑に行われるよう、専従スタッフを1名以上置くこととし、専従スタッフへの業務指示および評価は監査役が行い、専従スタッフの人事については監査役会の同意を得たうえで行う。

⑧ 当社の取締役等および使用人が監査役に報告するための体制ならびに子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制

定期的に業務執行状況を報告するとともに、法定の取締役報告義務（会社法第357条「会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実」）に加え、当社および子会社の経営および業務執行に重要な影響を及ぼす事項、内部監査実施状況、内部通報状況等について速やかに報告する体制を確立する。

「内部通報取扱規程」に、当社グループの取締役等および使用人が当社相談窓口に通報を行うことができる旨ならびに当社相談窓口が通報を受けた場合には監査役に報告する旨を定める。

⑨ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報取扱規程」に、当社監査役に通報した者に対して、当該通報をしたことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨を定める。

⑩ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑪ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が、取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席し、経営の適法性や効率性について監査するとともに、必要に応じて取締役等または使用人に対して説明を求め、関係資料を閲覧することができる体制を確立する。あわせて、代表取締役や会計監査人等との定期的な会合を通して緊密な連携を図る体制を確立する。

⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するための体制の基礎となる、「財務報告に係る内部統制の整備及び評価」基準を定め、同基準に基づき、財務報告に係る内部統制を整備・運用するとともに、内部統制の有効性と妥当性を評価するために内部監査を定期的実施する。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および体制

社会的な秩序を維持、尊重し、必要な場合には法的な措置を前提として、暴力団やブラックジャーナリズム等の反社会的な勢力に対しては、屈することなく毅然とした態度で対決する旨を「行動規範・行動指針」に定め、対応責任部署を明確にし、対応マニュアルの作成、情報の一元管理を行い、不当要求行為等があった場合、即時に組織としての対応を行えるようにするとともに、平素から警察などの外部機関や関連団体との信頼関係の構築および連携を深め、情報収集に努める。また、役員等、使用人、取引先等が反社会的勢力と関係があるかどうかについて、通常必要と思われる注意を払うとともに、反社会的勢力と関係があるとは知らずに何らかの関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力と関係があると判明した時点あるいは反社会的勢力と関係があるとの疑いが生じた時点で、速やかに関係を解消する。

取締役等および使用人に対し、適宜情報提供を行い、研修等を実施し周知徹底する。

B. 運用状況の概要

当社は、上記基本方針に基づき以下の取組みを実施しています。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ. コンプライアンス委員会を適宜開催することにより、グループ全体のコンプライアンスの徹底を図っているほか、年に1回、子会社を含む各部門のコンプライアンスへの取組状況の調査を実施し、その調査結果に基づき、当社内部監査室による、コンプライアンスの状況の監査を行っています。
- ロ. 「コンプライアンス規程」において法令違反その他コンプライアンスに反する違反発見者の届出義務を規定するとともに、「内部通報取扱規程」において受付窓口、告発情報の管理および伝達ルートを整備、調査と報告、告発者の保護等について規定しています。社内通報窓口となるコンプライアンス委員会および監査役会各々に「コンプライアンス相談窓口」を、社外通報窓口として外部委託業者の「コンプライアンス相談窓口」を設置し、子会社を含む使用人等からのコンプライアンス違反の相談等を受け付けています。
- ハ. 取締役による職務執行の監督機能を向上させるため、執行役員制度を採用しています。
- ニ. 当社の適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために、社外取締役の独立性基準を定め、同基準に則り、当社からの独立性を有し一般株主と利益相反が生じるおそれがない社外取締役を3名選任しています。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役等の職務執行に係る文書その他の情報については、「文書取扱規程」を定め、同規程に基づき適切かつ確実に保存・管理するとともに取締役および監査役等が必要に応じて閲覧できる体制を整備しています。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」を定め、全社横断的なリスク管理のためのリスク管理委員会を設置し、個々のリスクについての管理担当部を定め、同規程に則ったリスク管理体制を整備しています。また、不測の事態が発生した場合には、代表取締役を本部長とする危機緊急対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止めるとともに再発防止策を講じることとしています。リスク管理委員会を適宜開催し、種々のリスク発生を未然に防止する策等を検討しています。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 2026年3月31日現在9名で構成する取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催しています。
- ロ. 2026年3月31日現在13名の執行役員が取締役会で決定した会社の方針および代表取締役の指示の

もと、業務を執行しています。

業務執行の審議・決定機関である経営会議を原則として月2回以上開催し、会社の業務執行を統括し、経営に係る重要事項の事前協議を行っています。

ハ．業務の効率化および合理化を図るため、業務プロセスの見直しを継続的に実施するとともに、各種業務システムの導入・活用等、ITを活用した業務効率化を推進しています。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」を定め、当社の「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、子会社各社の事業内容、規模等に応じた内部統制体制を整備させるとともに、当社内部監査室による監査等を通じて各社内部統制システムが適正かチェックし、必要に応じて改善等を指示しているほか、当社役員および使用人を子会社役員として派遣または兼任させることにより、業務の適正を確保しています。加えて、各社の業績に関する事項を定期的に報告させるとともに経営および業務執行に係る重要事項について適宜報告させています。

⑥ 内部統制システムの有効性と妥当性を確保するための体制

各業務から独立した内部監査室を設置し、監査計画に基づき、子会社を含めた業務の適正性および経営の妥当性、効率性を監査する内部監査を実施し、監査結果を代表取締役および監査役会に適宜報告しています。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役監査を支える専従スタッフとして、これら専門分野で実務経験のあるスタッフ1名を配置しています。なお、専従スタッフへの業務指示および評価は監査役が行い、専従スタッフの人事については監査役会の同意を得たうえでを行っています。

⑧ 当社の取締役等および使用人が監査役に報告するための体制ならびに子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制

取締役および使用人は、監査役に対し定期的に業務執行状況を報告するとともに、法令に基づく報告義務事項に加え、当社および子会社の経営および業務執行に重要な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報の状況等について、適時かつ適切に報告しています。また、子会社の取締役、監査役等および使用人、ならびにこれらの者から報告を受けた者についても、同様に当社監査役へ報告を行っています。

⑨ **監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

「内部通報取扱規程」に、監査役会に通報した者に対して、当該通報をしたことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨を定めています。

⑩ **監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

当期において、監査役からその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求はありませんでしたが、請求された場合には、原則として速やかに当該費用または債務を処理することとしています。

⑪ **その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**

イ. 監査役は、常勤監査役と非常勤監査役の間で職務の分担をしたうえで、取締役会、経営会議、その他重要な会議への出席、代表取締役や会計監査人との定期的な会合、内部監査室との定期的な情報交換、取締役等または使用人からの報告聴取、関係資料の閲覧等を通じて、経営の適法性や効率性について監査を実施しています。

ロ. 内部監査室は、内部監査の実施内容とその結果について、適宜、監査役（会）に報告を行うことにより、監査役との連携を図っています。監査役と会計監査人は、監査計画（年次）および会計監査結果報告（四半期・期末決算毎）などの会議を定例的に開催するほか、必要に応じて情報交換を行っています。また、内部統制部門である経営企画部および財務部を含む各部署は、監査役と必要に応じて情報交換を行っています。さらに、子会社の監査役は定期的に監査役会で監査結果の報告を行っています。

⑫ **財務報告の信頼性を確保するための体制**

「財務報告に係る内部統制の整備及び評価」基準を定め、同基準に基づき、財務報告に係る内部統制を整備・運用するとともに、内部監査室が財務報告に係る内部統制の整備状況および運用状況の有効性についての評価を実施しています。

⑬ **反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および体制**

反社会的勢力排除に向けた取組みの基本方針を定め、対応責任部署を中心に対応しています。具体的には、定期的な取引先等に対する反社会的勢力との関連性の有無の確認実施、契約書等への反社会的勢力排除条項の導入等を実施しています。

会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結計算書類

連結財政状態計算書

(単位：百万円)

科目	第15期 2026年3月31日現在	科目	第15期 2026年3月31日現在
資産		負債及び資本	
流動資産		負債	
現金及び現金同等物	10,461	流動負債	
営業債権及びその他の債権	8,751	借入金	10,010
その他の金融資産	886	営業債務及びその他の債務	9,058
棚卸資産	19,844	リース負債	487
その他の流動資産	533	その他の金融負債	73
		未払法人所得税等	1,903
小計	40,477	その他の流動負債	3,025
売却目的で保有する資産	357	流動負債合計	24,558
流動資産合計	40,835	非流動負債	
非流動資産		営業債務及びその他の債務	29
有形固定資産	21,315	リース負債	902
使用権資産	1,209	その他の金融負債	98
のれん	13,553	退職給付に係る負債	512
無形資産	465	引当金	621
持分法で会計処理されている投資	16,283	繰延税金負債	1,835
その他の金融資産	10,338	その他の非流動負債	71
退職給付に係る資産	1	非流動負債合計	4,071
繰延税金資産	211	負債合計	28,630
営業債権及びその他の債権	25	資本	
その他の非流動資産	1,588	資本金	7,000
非流動資産合計	64,992	資本剰余金	31,343
資産合計	105,827	自己株式	△161
		その他の資本の構成要素	2,624
		利益剰余金	36,391
		親会社の所有者に帰属する持分合計	77,197
		資本合計	77,197
		負債及び資本合計	105,827

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第15期
	2025年4月1日から 2026年3月31日まで
売上収益	112,904
売上原価	89,125
売上総利益	23,778
販売費及び一般管理費	12,886
その他の収益	63
その他の費用	631
営業利益	10,324
金融収益	208
金融費用	186
持分法による投資損失	581
税引前利益	9,764
法人所得税費用	3,255
当期利益	6,508
当期利益の帰属	
親会社の所有者	6,472
非支配持分	36
当期利益	6,508

連結持分変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分				
	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	
				キャッシュ・フロー・ヘッジ	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産
2025年4月1日残高	7,000	31,255	△662	114	1,799
当期利益	—	—	—	—	—
その他の包括利益	—	—	—	152	784
当期包括利益合計	—	—	—	152	784
自己株式の取得	—	—	△186	—	—
自己株式の処分	—	2	681	—	—
配当金	—	—	—	—	—
株式報酬取引	—	18	6	—	—
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	—	—	—	△85
支配継続子会社に対する持分変動	—	65	—	—	—
非金融資産への振替	—	—	—	△142	—
所有者との取引額合計	—	87	500	△142	△85
2026年3月31日残高	7,000	31,343	△161	125	2,498

	親会社の所有者に帰属する持分				非支配持分	合計
	その他の資本の構成要素		利益剰余金	合計		
	確定給付制度の再測定	合計				
2025年4月1日残高	—	1,914	33,566	73,074	1,512	74,586
当期利益	—	—	6,472	6,472	36	6,508
その他の包括利益	△145	792	—	792	1	793
当期包括利益合計	△145	792	6,472	7,264	37	7,302
自己株式の取得	—	—	—	△186	—	△186
自己株式の処分	—	—	—	683	—	683
配当金	—	—	△3,587	△3,587	—	△3,587
株式報酬取引	—	—	—	24	—	24
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	145	59	△59	—	—	—
支配継続子会社に対する持分変動	—	—	—	65	△1,549	△1,484
非金融資産への振替	—	△142	—	△142	—	△142
所有者との取引額合計	145	△82	△3,647	△3,142	△1,549	△4,691
2026年3月31日残高	—	2,624	36,391	77,197	—	77,197

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結計算書類の作成基準

当社およびその子会社（以下、当社グループ）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際財務報告基準（以下、IFRS）に準拠して作成しています。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しています。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数……8社

連結子会社の名称……東洋精糖(株)、トーハン(株)、新豊食品(株)、日新サービス(株)、
シー・アンド・エス・サービス(株)、ツキオカフィルム製薬(株)、
(株)日新ウエルネス、ニューポート産業(株)

前連結会計年度において連結子会社でありました第一糖業(株)は2025年10月1日に当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除いています。

3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数……10社

持分法適用会社の名称……新東日本製糖(株)、太平洋製糖(株)、新光糖業(株)、南栄糖業(株)、久米島製糖(株)、
新中糖産業(株)、宮古製糖(株)、衣浦埠頭(株)、衣浦ユーティリティー(株)、
ツルヤ化成工業(株)

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しています。

5. 会計方針に関する事項

(1) 金融資産

イ. 当初認識および測定

当社グループは、すべての金融資産を当初認識時に、償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産（FVTOCI金融資産）、または純損益を通じて公正価値で測定する金融資産（FVTPL金融資産）に分類しています。

当社グループは、金融資産に関する契約の当事者となった取引日に当該金融資産を認識しています。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しています。ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権は、取引価格で測定しています。

a. 償却原価で測定する金融資産

当社グループは以下の条件を満たす金融資産を、償却原価で測定する金融資産に分類しています。

- ・契約上のキャッシュ・フローの回収を保有目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、特定の日に元本および元本残高に対する利息の支払のみのキャッシュ・フローが生じる。

償却原価で測定する金融資産は、公正価値に取引費用を加算して当初認識し、当初認識後は実効金利法による償却原価で測定しています。

b. FVTOCI金融資産

当社グループは原則として資本性金融商品をFVTOCI金融資産に指定しています。

FVTOCI金融資産は、公正価値で当初認識し、当初認識後の公正価値の変動および認識の中止に係る利得または損失をその他の包括利益において認識し、その累計額はその他の資本の構成要素に認識後、当該FVTOCI金融資産の認識の中止に伴い、利益剰余金に振り替えています。FVTOCIの資本性金融資産に係る受取配当金については純損益で認識しています。

c. FVTPL金融資産

償却原価で測定する金融資産またはFVTOCI金融資産以外の金融資産は、FVTPL金融資産に分類しています。FVTPL金融資産は、公正価値で当初認識し、当初認識後の公正価値の変動および売却損益は純損益として認識しています。

ロ. 金融資産の減損

償却原価により測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しています。

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しています。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しています。

なお、上記にかかわらず、重大な金融要素を含んでいない営業債権等は、貸倒引当金を全期間の予想信用

損失に等しい金額で測定しています。

予想信用損失は、信用情報の変化や債権の期日経過情報等を反映する方法で見積っています。

ハ. 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、または金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しています。

当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識しています。

(2) デリバティブおよびヘッジ会計

当社グループは、為替リスクをヘッジするために、為替予約を利用しています。為替予約取引は、契約が締結された時点の公正価値で当初測定され、その後も公正価値で再測定しています。

為替予約の公正価値変動額は連結損益計算書において純損益として認識しています。ただし、キャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分はその他の包括利益として認識しています。

当社グループは、ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係ならびにヘッジを実施するに当たってのリスク管理目的および戦略について、公式に指定および文書化を行っています。当該文書は、具体的なヘッジ手段、ヘッジ対象となる項目または取引ならびにヘッジされるリスクの性質およびヘッジされたりリスクに起因するヘッジ対象の公正価値またはキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを相殺するに際してのヘッジ手段の公正価値変動の有効性の評価方法などを含んでいます。これらのヘッジは、公正価値またはキャッシュ・フローの変動を相殺する上で非常に有効であることが見込まれますが、ヘッジ指定を受けたすべての財務報告期間にわたって実際に有効であったか否かを判断するために、継続的に評価しています。

為替予約をキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定しており、為替予約の公正価値の変動のうちヘッジ有効部分は、「キャッシュ・フロー・ヘッジ」として、その他の資本の構成要素に含めています。キャッシュ・フロー・ヘッジの残高は、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが純損益に影響を及ぼす期間と同一期間において、その他の包括利益から控除し、ヘッジ対象と同一の項目で純損益に振り替えています。為替予約の公正価値の変動のうちヘッジ非有効部分は、即時に純損益で認識しています。

ヘッジ対象が非金融資産または非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の包括利益として認識している金額は、非金融資産または非金融負債の当初の帳簿価額の修正として処理しています。

ヘッジ指定を取り消した場合、またはヘッジ手段が消滅、終了または行使となった場合、もしくはヘッジ会計に適格ではなくなった場合には、ヘッジ会計を中止しています。

(3) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しています。正味実現可能価額は、通常の事業過程における棚卸資産の見積販売価額から、完成までに要する見積原価および見積販売費用を控除した額です。取得原価は、主として総平均法に基づいて算定しています。

(4) 有形固定資産

有形固定資産については、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で表示しています。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去および土地の原状回復費用、および資産計上すべき借入コストが含まれています。

土地および建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しています。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりです。

- ・建物及び構築物 2-60年
- ・機械装置及び運搬具 2-17年
- ・工具器具及び備品 2-20年

なお、見積耐用年数、残存価額および減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

(5) のれん

当社グループは、のれんを取得日時時点で測定した被取得企業に対する非支配持分の認識額を含む譲渡対価の公正価値から、取得日時点における識別可能な取得資産および引受負債の純認識額（通常、公正価値）を控除した額として当初測定しています。

のれんの償却は行わず、每期および減損の兆候が存在する場合には、その都度、減損テストを実施しています。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識しています。なお、その後の戻入は行っていません。

また、のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しています。

(6) 無形資産（のれんを除く）

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しています。

無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却し、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で表示しています。主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりです。なお、耐用年数を確定できない無形資産はありません。

- ・ソフトウェア 5年
- ・商標権 10年

なお、見積耐用年数、残存価額および償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

(7) リース

当社グループは、借手としてのリース取引について、リース開始日に、使用権資産を取得原価で、リース負債を未払リース料総額の現在価値で測定しています。

使用権資産は、耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っています。

リース料は、実効金利法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しています。

ただし、リース期間が12ヶ月以内の短期リースおよび原資産が少額のリースについては、使用権資産およびリース負債を認識せず、リース料総額をリース期間にわたって、定額法で認識しています。

(8) 非金融資産の減損

棚卸資産および繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しています。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っています。のれんおよび耐用年数を確定できない、または未だ使用可能ではない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず回収可能価額を毎年同じ時期に見積っています。

資産または資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか高い方の金額としています。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値および当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割引いています。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しています。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように統合しています。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位に配分しています。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成しません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を決定しています。

減損損失は、資産または資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に純損益として認識しています。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しています。

のれんに関連する減損損失は戻入れていません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少または消滅を示す兆候の有無を評価しています。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻入れています。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費および償却額を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として戻入れています。

(9) 従業員給付

イ. 退職後給付

当社グループは、確定給付制度債務の現在価値および関連する当期勤務費用ならびに過去勤務費用を、予測単位積増方式を用いて算定しています。

割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しています。

確定給付制度に係る負債または資産は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除して算定しています。

確定給付制度の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識し、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えています。

過去勤務費用は、発生した期の純損益として処理しています。

確定給付制度が積立超過である場合には、確定給付制度資産の純額を次のいずれか低い方で測定しています。

- ・当該確定給付制度の積立超過額
- ・資産上限額（アセット・シーリング）

ロ. 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しています。

賞与については、それらを支払う法的もしくは推定的な債務を負っており、信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しています。

有給休暇（永年勤続休暇含む）については、将来の有給休暇の権利を増加させる勤務を従業員が提供した時に負債として認識しています。

(10) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的または推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しています。貨幣の時間的価値が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値および当該負債に特有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割引いています。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しています。

(11) 収益

当社グループは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を適用しています。

当社グループは、通常の商取引において提供される商品の販売、サービスおよびその他の販売に係る収益を以下の5ステップアプローチに基づき、認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に収益を認識する。

収益の主要な区分におけるそれぞれの収益認識基準、本人代理人の判定に関する基準は以下のとおりです。

製品および商品販売に係る収益

製品および商品の販売については、引き渡し時点において、顧客が当該製品や商品に対する支配を獲得、履行義務が充足されると判断し、収益を認識しています。また、上記の5ステップアプローチに基づき、顧客との契約における履行義務を充足したことにより、当社グループが顧客に対して支払う対価であるリポート等の一部について、売上収益から控除しています。

サービスおよびその他の販売に係る収益

サービスおよびその他の販売に係る収益には、フィットネス事業における会費収入、倉庫事業における入出庫保管料、受託加工などの収益が含まれています。顧客へ移転する事を約束したサービスの識別を行い、個別に会計処理される履行義務を識別し、履行義務が要件を満たす場合に限り、その基礎となるサービスの履行義務の充足を一時点または一定期間にわたり認識しています。

収益の本人代理人の判定

当社グループは、通常の商取引において、仲介業者または代理人としての機能を果たす場合があります。このような取引における収益を報告するにあたり、収益を顧客から受け取る対価の総額（グロス）で認識するか、または顧客から受け取る対価の総額から第三者に対する手数料その他の支払額を差し引いた純額（ネット）で認識するかを判断しています。ただし、グロスまたはネット、いずれの方法で認識した場合でも、営業利益および当期利益に影響はありません。

収益の本人代理人の判定に際しては、その取引における履行義務の性質が、特定された財またはサービスを顧客に移転される前に支配し、自ら提供する履行義務（すなわち、「本人」）に該当するか、それらの財またはサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配する履行義務（すなわち、「代理人」）に該当するかを基準としています。当社グループが「本人」に該当する取引である場合には、履行義務を充足する時点で、または充足するにつれて収益をグロスで認識しています。当社グループが「代理人」に該当する取引である場合には、履行義務を充足する時点で、または充足するにつれて、特定された財またはサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配することと交換に権利を得ると見込んでいる報酬または手数料の金額にて収益をネットで認識しています。

ある取引において当社グループが本人に該当し、その結果、当該取引に係る収益をグロスで認識するための判断要素として、次の指標を考慮しています。

- ・当社グループが、特定された財またはサービスを提供する約束の履行に対する主たる責任を有している。
- ・特定された財またはサービスが顧客に移転される前、または顧客への支配の移転の後に、当社グループが在庫リスクを有している。
- ・特定された財またはサービスの価格の設定において当社グループに裁量権がある。

(12) 外貨換算

外貨建取引は、取引日の為替レートで当社グループの各社の機能通貨に換算しています。

期末日における外貨建貨幣性資産および負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しています。

公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産および負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算しています。

換算または決済により生じる換算差額は、純損益として認識しています。ただし、その他の包括利益を通じて測定する金融資産、およびキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しています。

(会計上の見積りに関する注記)

I F R S に準拠した連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の金額に影響を及ぼす判断、見積りおよび仮定の設定を行っています。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

重要な会計上の見積りおよびその基礎となる仮定は継続して見直しています。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間およびそれ以降の将来の会計期間において認識しています。

経営者が行った連結計算書類の金額に重要な影響を与える判断および見積りは以下のとおりです。

(1) 非金融資産の減損

当社グループは、有形固定資産、使用権資産、のれんおよび無形資産について、減損テストを実施しています。減損テストにおける回収可能価額の算定においては、資産の耐用年数、将来キャッシュ・フロー、税引前割引率および将来の成長率等について一定の仮定を設定しています。減損の判定は、社内における評価を行い、経営者が必要と判断する場合は第三者による評価を利用しています。

これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定していますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果により影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

イ. 減損損失

当社グループは、減損損失の算定にあたって概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位を基礎としてグルーピングを行っています。

減損損失は、連結損益計算書の「その他の費用」に計上しています。

減損損失の資産種類別の内訳は以下のとおりです。

有形固定資産	106百万円
建物及び構築物	36百万円
機械装置及び運搬具	41百万円
土地	20百万円
その他有形固定資産	7百万円
使用権資産	132百万円
のれん	216百万円
無形資産	10百万円
ソフトウェア	0百万円
その他	10百万円
その他の非流動資産	0百万円
合計	<u>465百万円</u>

当連結会計年度において、主に㈱日新ウエルネスにおいて、各店舗の将来の利益計画の見直しを行った結果、投資の回収が見込まれなくなったため、のれんを含む資金生成単位の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額407百万円を減損損失として認識しました。なお、当該資金生成単位の回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを税引前加重平均資本コスト5.12%~5.89%により現在価値に割引いて算定しています。

ロ. のれんの減損テスト

当社グループは、のれんについて、每期および減損の兆候がある場合には随時、減損テストを実施しています。減損テストの回収可能価額は、使用価値に基づき算定しています。

企業結合で生じたのれんは、取得日に企業結合から利益がもたらされる資金生成単位の配分しています。

のれんの帳簿価額のセグメント別内訳は以下のとおりです。

Sugarセグメント	12,215百万円
Food&Wellnessセグメント	1,338百万円
合計	<u>13,553百万円</u>

なお、当連結会計年度においてFood&Wellnessセグメントに属する㈱日新ウエルネスののれんに関して減損損失を計上しています。減損の内容および金額については「イ. 減損損失」に記載しています。

(2) 確定給付制度債務の測定

当社グループは、確定給付型を含む様々な退職後給付制度を有しています。これらの各制度に係る確定給付制度債務の現在価値および関連する勤務費用等は、数理計算上の仮定に基づいて算定しています。数理計算上の仮定には、割引率、退職率および死亡率等の様々な変数についての見積りおよび判断が求められます。当社グループは、これらの変数を含む数理計算上の仮定の適切性について、外部の年金数理人からの助言を得ています。

数理計算上の仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定していますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果や関連法令の改正・公布によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

確定給付制度債務および制度資産と連結財政状態計算書に計上された確定給付負債および資産の純額との関係は以下のとおりです。

積立型の確定給付制度債務の現在価値	3,165百万円
制度資産の公正価値	△7,198百万円
アセット・シーリングの影響	4,095百万円
小計	62百万円
非積立型の確定給付制度債務の現在価値	448百万円
確定給付制度債務および制度資産の純額	510百万円
<hr/>	
連結財政状態計算書上の金額	
退職給付に係る負債	512百万円
退職給付に係る資産	1百万円
連結財政状態計算書に計上された確定給付負債	510百万円
および資産の純額	
	510百万円
	<hr/>

(3) 引当金

当社グループは、資産除去債務を引当金として連結財政状態計算書に計上しています。引当金は、期末日における債務に関するリスクおよび不確実性を考慮に入れた、債務の決済に要する支出の最善の見積りに基づいて計上しています。

債務の決済に要する支出額は、将来の起こりうる結果を総合的に勘案して算定していますが、予想し得ない事象の発生や状況の変化によって影響を受ける可能性があり、実際の支払額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

当連結会計年度の連結財政状態計算書に計上した額は621百万円です。

(4) 法人所得税

繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しています。繰延税金資産の認識に際しては、課税所得が生じる可能性の判断において、将来獲得しうる課税所得の時期および金額を合理的に見積り、金額を算定しています。

課税所得が生じる時期および金額は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期および金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は以下のとおりです。

繰延税金資産	
従業員給付	477百万円
固定資産	332百万円
リース負債	329百万円
退職給付に係る負債	133百万円
その他	491百万円
合計	<u>1,764百万円</u>
繰延税金負債	
固定資産	△1,523百万円
退職給付に係る資産	△0百万円
その他の金融資産	△1,547百万円
その他	△317百万円
合計	<u>△3,388百万円</u>

(注) 繰延税金負債の固定資産には使用権資産が含まれています。

(5) 金融商品の公正価値

当社グループは、特定の金融商品の公正価値を評価する際に、市場で観察可能ではないインプットを利用する評価技法を用いています。観察可能ではないインプットは、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

金融商品の公正価値に関連する内容および金額については、「金融商品に関する注記」に記載しています。

(6) 偶発事象

偶発事象は、期末日におけるすべての利用可能な証拠を勘案し、その発生可能性および金額的影響を考慮した上で、将来の事業に重要な影響を及ぼしうる項目を開示します。

偶発事象の内容については、「連結財政状態計算書に関する注記(3)偶発事象」に記載しています。

(連結財政状態計算書に関する注記)

(1) 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権 0百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額および減損損失累計額 28,889百万円

(3) 偶発事象

当社グループは、持分法適用会社の金融機関からの借入に対して、債務保証を行っています。

持分法適用会社 37百万円

(連結持分変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式	千株	千株	千株	千株
普通株式	32,800	—	—	32,800

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,836百万円	56円	2025年3月31日	2025年6月27日

(注) 配当金の総額には、株式需給緩衝信託®が基準日時点で保有する当社株式307,100株に対する配当金を含んでいます。

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年11月7日 取締役会	普通株式	1,771百万円	54円	2025年9月30日	2025年12月1日

(注) 配当金の総額には、役員向け株式交付信託 (RS信託) が基準日時点で保有する当社株式57,500株に対する配当金を含んでいます。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次のとおり、提案しています。

議案	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2026年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,131百万円	65円	2026年3月31日	2026年6月26日

(注) 配当金の総額には、役員向け株式交付信託 (RS信託) が基準日時点で保有する当社株式59,400株に対する配当金を含んでいます。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、資金調達については銀行借入を利用しています。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引先毎の期日管理や残高管理などによりリスクの低減を図っています。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については売買の実績および公正価値について定期的に取り締役に報告しています。

借入金の使途は主として運転資金です。なお、デリバティブは粗糖相場および外国為替相場の変動によるリスクを軽減することを目的として利用しています。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

(1) 金融商品の公正価値の算定方法

(現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、その他の金融資産、営業債務及びその他の債務、借入金、その他の金融負債)

短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(株式)

上場株式の公正価値については、期末日の市場価格によって算定しています。非上場株式の公正価値については外部機関の評価または観察可能な価格を直接あるいは間接に参照して算出する方法と修正純資産方式とを銘柄ごとに適用して算定しています。

(ヘッジ会計を適用していないデリバティブ)

デリバティブ資産およびデリバティブ負債の公正価値は、取引先金融機関から提示された価格、または為替レートおよび金利等の観察可能なインプットに基づき算定しています。

(2) 償却原価で測定する金融商品

償却原価で測定する金融商品の帳簿価額は公正価値に近似しています。

(3) 公正価値で測定する金融商品

イ. 公正価値ヒエラルキーのレベル別分類

当社グループにおける公正価値の測定レベルは、市場における観察可能性に応じて次の3つに区分しています。

レベル1：活発に取引される市場で公表価格により測定された公正価値

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接、または間接的に使用して算定された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算定された公正価値

当連結会計年度における金融商品の公正価値ヒエラルキーのレベル別の内訳は、以下のとおりです。

	(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産	-	142	4	147
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式及び出資金	4,423	-	3,234	7,657
ヘッジ会計を適用しているデリバティブ金融資産	-	23	-	23
合計	4,423	166	3,238	7,827

ロ. 評価プロセス

レベル3に分類した金融商品については、当社グループで定めた公正価値測定の評価方針および手続きに従い、評価担当者が、公正価値を測定しています。また、公正価値の測定結果については適切な責任者が承認しています。

レベル3に分類した非上場株式は、類似企業比較法および純資産に基づく評価モデル等により、公正価値を測定しています。

レベル3に分類した金融商品の期首から期末までの変動は、以下のとおりです。

なお、当連結会計年度において、レベル1、2および3の間の移動はありません。

期首残高	3,301百万円
利得及び損失合計	328百万円
純損益(注)	△0百万円
その他の包括利益	328百万円
購入	0百万円
償還および解約	△392百万円
期末残高	<u>3,238百万円</u>

(注) 連結損益計算書の「金融費用」に含まれています。

(収益認識に関する注記)

1. 収益の分解情報

	(百万円)		
	Sugar	Food & Wellness	合計
売上収益	96,712	16,192	112,904

2. 収益を理解するための基礎となる情報

Sugarセグメント

砂糖の販売取引については、製品および商品を取引先に引き渡した時点で、当該製品および商品の支配が顧客に移転し、履行義務が充足されたと判断して収益を認識しています。対価については、履行義務の充足時点から概ね1ヶ月以内に受領しています。また、顧客に対して支払う対価であるリベート等の一部について、売上収益から控除しています。なお一部契約内容から代理人取引に該当すると判断される取引については純額表示を行っています。

Food&Wellnessセグメント

①フードサイエンス事業

その他甘味料や機能性素材等の販売取引については、製品および商品を取引先に引き渡した時点で、当該製品および商品の支配が顧客に移転し、履行義務が充足されたと判断して収益を認識しています。対価については、履行義務の充足時点から概ね1ヶ月以内に受領しています。また、顧客に対して支払う対価であるリベート等の一部について、売上収益から控除しています。なお一部契約内容から代理人取引に該当すると判断される取引については純額表示を行っています。

②フィットネス事業

運営するフィットネスクラブ等において、会員に対して種別等に応じた利用機会を提供することを履行義務としています。会費等については時の経過に基づき、また各種利用料については利用に応じて履行義務が充足されると判断しており、したがって会費については契約期間にわたって収益認識し、各種利用料については利用状況に応じて月の収益として認識しています。

なお、取引の対価は概ね各月において履行義務の充足前に前受けする形、もしくは履行義務の充足時点から概ね1ヶ月以内に受領しています。

3.当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

イ.契約残高

顧客との契約から生じた債権および契約負債の内訳は、以下のとおりです。

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
受取手形及び売掛金	8,915百万円	8,693百万円
契約負債	103百万円	135百万円

契約負債の期首残高のうち認識した収益の金額は、103百万円です。また、過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

受取手形及び売掛金は、連結財政状態計算書の「営業債権及びその他の債権」に、契約負債は、連結財政状態計算書の「その他の流動負債」に含めて表示しています。

ロ.残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり親会社所有者帰属持分 2,357円99銭
2. 基本的1株当たり当期利益 197円88銭

(注) 1株当たり情報の計算において、自己株式数に株式需給緩衝信託®及び役員向け株式交付信託 (RS信託) が保有する当社株式を含めています。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 企業結合に係る暫定的な会計処理の確定

2025年3月31日に当社が取得した東洋精糖株式会社について、前連結会計年度において取得対価の配分が完了していなかったため、暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度において取得対価の配分が完了しています。

この暫定的な会計処理の確定に伴い、連結財務諸表に含まれる比較情報において取得原価の当初配分に見直しが反映されており、有形固定資産が29百万円、持分法で会計処理されている投資が296百万円、繰延税金負債が9百万円、非支配持分が41百万円、それぞれ増加しています。

その結果、のれんが93百万円減少し、利益剰余金(負ののれん)が181百万円増加しています。

また、前連結会計年度の連結損益計算書は営業利益、税引前利益、当期利益及び親会社所有者に帰属する当期利益がそれぞれ181百万円増加しています。

2. 当社の流通株式比率向上を目的とする株式需給緩衝信託®の設定

当社は新市場区分としてプライム市場を選択しており、同市場の上場維持基準の充足を目的とし、流通株式比率を向上させる取組みを進めており、株式需給緩衝信託®(以下「本信託」といいます。)により、大株主である伊藤忠商事株式会社及び住友商事株式会社が保有する当社株式の一部を取得し、市場へ売却しました。

本信託は、当社が拠出する資金を原資として東京証券取引所の終値取引 (ToSTNeT-2) により当社株式を取得し、その後、信託期間の内に当社株式を市場に売却し、売却代金をあらかじめ定めるタイミングで定期的に当社へ分配するものであり、当社を受益者とする自益信託です。

本信託により、前連結会計年度に当社株式391,000株を889百万円で取得した後、当連結会計年度末までに391,000株全て市場での売却が完了しました。このうち、当連結会計期間に291,100株を売却し、自己株式が662百万円減少しました。

当連結会計年度における本信託の設定にかかる信託報酬その他の諸費用が損益に与える影響は軽微です。また、当連結会計年度における自己株式処分差損益が資本剰余金に与える影響は軽微です。

なお、本信託が保有する当社株式については、「自己株式」として会計処理しているため、基本的1株当

たり当期利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。

3. 役員向け株式交付信託制度

当社は、2025年6月26日開催の定時株主総会の決議に基づき、中長期的な業績の向上による企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役（社外取締役を除きます。）及び執行役員（以下、総称して「取締役等」といいます。）に対する報酬として、業績連動型株式報酬制度（RS信託）を導入しました。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を取得し、当社が各取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役等に対して交付される（ただし、当該株式については当社と各取締役等との間で譲渡制限契約を締結することにより、譲渡制限を付すものとします。）、という株式報酬制度です。

なお、取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として信託期間中の毎事業年度における一定の時期です。

(2) 信託に残存する自社の株式

当社は、本信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付帯する費用の金額を除きます。）により、「自己株式」として計上しています。当連結会計年度における当該自己株式の帳簿価額および株式数は、156百万円および59,400株です。

4. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第15期 2026年3月31日現在	科目	第15期 2026年3月31日現在
資産の部		負債の部	
流動資産	29,631	流動負債	22,229
現金及び預金	6,135	買掛金	4,697
売掛金	5,893	短期借入金	12,095
商品及び製品	6,013	リース債務	1
仕掛品	1,493	未払金	2,716
原材料及び貯蔵品	9,344	未払費用	343
前払費用	361	未払法人税等	1,332
関係会社短期貸付金	248	賞与引当金	622
その他	141	役員賞与引当金	64
固定資産	70,142	その他	356
有形固定資産	22,276	固定負債	3,515
建物	3,049	リース債務	6
構築物	387	繰延税金負債	1,988
機械及び装置	5,892	資産除去債務	330
車両運搬具	15	再評価に係る繰延税金負債	1,109
工具器具備品	372	その他	80
土地	11,466	負債合計	25,744
リース資産	6	純資産の部	
建設仮勘定	1,085	株主資本	70,161
無形固定資産	9,582	資本金	7,000
ソフトウェア	53	資本剰余金	43,974
のれん	9,219	資本準備金	1,750
その他	308	その他資本剰余金	42,224
投資その他の資産	38,284	利益剰余金	19,348
投資有価証券	4,298	その他利益剰余金	19,348
関係会社株式	27,183	繰越利益剰余金	19,348
関係会社長期貸付金	3,616	自己株式	△ 161
前払年金費用	2,364	評価・換算差額等	3,868
その他	861	その他有価証券評価差額金	1,692
貸倒引当金	△ 39	繰延ヘッジ損益	16
		土地再評価差額金	2,159
資産合計	99,774	純資産合計	74,029
		負債純資産合計	99,774

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第15期 2025年4月1日から 2026年3月31日まで
売上高	83,655
売上原価	65,883
売上総利益	17,772
販売費及び一般管理費	10,152
営業利益	7,620
営業外収益	308
受取利息	82
受取配当金	196
その他	30
営業外費用	191
支払利息	173
支払手数料	17
その他	1
経常利益	7,737
特別利益	943
抱合せ株式消滅差益	754
投資有価証券売却益	188
その他	0
特別損失	500
関係会社株式評価損	349
固定資産除却損	112
減損損失	37
その他	0
税引前当期純利益	8,180
法人税、住民税及び事業税	2,486
法人税等調整額	163
当期純利益	5,530

株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金		
当期首残高	7,000	1,750	42,221	43,971	17,405	△662	67,715
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	-	△3,587	-	△3,587
当期純利益	-	-	-	-	5,530	-	5,530
自己株式の取得	-	-	-	-	-	△186	△186
自己株式の処分	-	-	2	2	-	681	683
合併による増減	-	-	-	-	-	-	-
株式報酬取引	-	-	△0	△0	-	6	5
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	2	2	1,942	500	2,446
当期末残高	7,000	1,750	42,224	43,974	19,348	△161	70,161

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,255	6	2,159	3,421	71,137
当期変動額					
剰余金の配当	-	-	-	-	△3,587
当期純利益	-	-	-	-	5,530
自己株式の取得	-	-	-	-	△186
自己株式の処分	-	-	-	-	683
合併による増減	16	-	-	16	16
株式報酬取引	-	-	-	-	5
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)	419	9	-	429	429
当期変動額合計	436	9	-	446	2,892
当期末残高	1,692	16	2,159	3,868	74,029

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

イ. 満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）

ロ. 子会社株式および関連会社株式……移動平均法による原価法

ハ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

……移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引……時価法

(3) 棚卸資産……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

……定額法によっています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建 物 2～50年

機械及び装置 2～13年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

……定額法によっています。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

(3) リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金……従業員に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

(3) **役員賞与引当金**…役員に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

(4) **退職給付引当金または前払年金費用**

………従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、退職給付引当金または前払年金費用として計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。

③過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、発生した事業年度に費用処理しています。

4. **収益及び費用の計上基準**

当社は、主に砂糖の製造・販売を中心として、甘味料やその他の食品の販売を行っています。これらの製品および商品の販売については、引き渡し時点において、顧客が当該製品や商品に対する支配を獲得、履行義務が充足されると判断し、収益を認識しています。また、当社が顧客に対して支払う対価であるリベート等の一部について、売上高から控除しています。なお一部契約内容から代理人取引に該当すると判断される取引については純額表示を行っています。

5. **外貨建ての資産または負債の本邦通貨への換算基準**

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

6. **ヘッジ会計の方法**

(1) **ヘッジ会計の方法**

………繰延ヘッジ処理によっています。ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っています。

(2) **ヘッジ手段とヘッジ対象**

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
商品先物取引	粗糖仕入
為替予約取引	外貨建金銭債権債務

(3) **ヘッジ方針**……………当社の業務分掌規程に基づき、粗糖相場の変動および為替相場の変動によるリスクをヘッジしています。なお、粗糖相場の変動リスクに対するヘッジ取引については、取締役会規程および職務権限規程において取引権限の限度等を定めています。

(4) **ヘッジ有効性評価の方法**

……………ヘッジ手段およびヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時およびその後も継続して相場変動またはキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるためヘッジの有効性の評価は省略しています。

7. のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、10~15年間の定額法により償却を行っています。

(会計上の見積りに関する注記)

重要な会計上の見積りおよびその基礎となる仮定は継続して見直しています。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間およびそれ以降の将来の会計期間において認識しています。

経営者が行った計算書類の金額に重要な影響を与える判断および見積りは以下のとおりです。

(1) **関係会社投融資の評価**

関係会社に対する投資について、対象会社の財政状態の悪化もしくは超過収益力の減少により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、相当の減額をしたうえで評価差額を「関係会社株式評価損」として計上しています。また、関係会社に対する融資についても回収可能性を検討し、回収不能見込額を「貸倒引当金」として計上しています。

実質価額の算定や回復可能性および融資の回収可能性の判断は、主として将来の不確実性を伴う関係会社の事業計画の合理性に関する経営者の判断に影響を受け、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

子会社の(株)日新ウエルネスは、フィットネス事業を営んでおり、運転資金等として当社から2,535百万円の融資を受けています。同社に対する貸付債権について個別に回収可能性を検討した結果、貸付債権が回収可能であると判断しています。

子会社のツキオカフィルム製菓(株)は、フードサイエンス事業を営んでおり、運転資金等として当社から1,330百万円の融資を受けています。同社に対する貸付債権について個別に回収可能性を検討した結果、貸付債権が回収可能であると判断しています。

当事業年度の貸借対照表に計上した金額は以下のとおりです。

関係会社短期貸付金	248百万円
関係会社長期貸付金	3,616百万円
関係会社株式	27,183百万円

(2) 退職給付引当金または前払年金費用の測定

当社は、確定給付型の退職給付制度を有しています。確定給付制度債務の現在価値および関連する勤務費用等は、数理計算上の仮定に基づいて算定しています。数理計算上の仮定には、割引率、退職率および死亡率等の様々な変数についての見積りおよび判断が求められます。

数理計算上の仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定していますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果や関連法令の改正・公布によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

当事業年度の貸借対照表に「前払年金費用」として計上した金額は2,364百万円です。

(3) 資産除去債務の測定

資産除去債務は、期末日における債務に関するリスクおよび不確実性を考慮に入れた、債務の決済に要する支出の最善の見積りに基づいて計上しています。

債務の決済に要する支出額は、将来の起こりうる結果を総合的に勘案して算定していますが、予想しえない事象の発生や状況の変化によって影響を受ける可能性があり、実際の支払額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

当事業年度の貸借対照表に「資産除去債務」として計上した金額は330百万円です。

(4) 繰延税金資産および繰延税金負債の測定

繰延税金資産の認識に際しては、課税所得が生じる可能性の判断において、将来獲得しうる課税所得の時期および金額を合理的に見積り、金額を算定しています。

課税所得が生じる時期および金額は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期および金額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

当事業年度の貸借対照表に「繰延税金負債」として計上した金額は1,988百万円です。

(5) 偶発事象

偶発事象は、期末日におけるすべての利用可能な証拠を勘案し、その発生可能性および金額的影響を考慮した上で、将来の事業に重要な影響を及ぼしうる項目がある場合には開示します。当社において、重要な偶発負債はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

46,718百万円

2. 関係会社に対する金銭債権・債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	228百万円
短期金銭債務	5,620百万円
長期金銭債権	26百万円

3. 土地再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しています。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める方法により算出

再評価を行った年月日 1999年3月31日

再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額
△1,365百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 3,074百万円

仕入高 32,529百万円

営業取引以外の取引高 201百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 61,539株

(注) 自己株式数には、役員向け株式交付信託（RS信託）が保有する当社株式（59,400株）が含まれています。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産の発生の主な原因は、減価償却の償却超過額等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、合併により受け入れた土地の評価差額等です。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社および関連会社等

(百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有（被所有） 割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員の 兼任等	事業上の関係				
子会社	ツキオカフィルム 製薬(株)	所有 直接100%	-	資金融資	貸付金の回収 (注) 1	80	関係会社 短期貸付金	150
							関係会社 長期貸付金	1,180
	(株)日新ウエルネス	所有 直接100%	-	資金融資	貸付金の回収 (注) 1	131	関係会社 短期貸付金	98
							関係会社 長期貸付金	2,436
東洋精糖(株)	所有 直接100%	兼任 2名	資金調達	借入金の借入 (注) 1	1,500	短期借入金	1,500	
その他の 関係会社	伊藤忠商事(株)	被所有 直接37.1%	-	原材料の仕入	原材料の仕入 (注) 2	23,639	買掛金	1,583
その他の 関係会社の 子会社	伊藤忠食糧(株)	-	-	製品等の販売	製品等の販売 (注) 3	32,877	売掛金	1,574
	住商フーズ(株)	-	-	原材料の仕入および製品等の販売	製品等の販売 (注) 3	11,659	売掛金	370

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれています。

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) ツキオカフィルム製薬(株)および(株)日新ウエルネスへの貸付、東洋精糖(株)からの借入については、市場金利を勘案して決定しています。

(注2) 原材料の仕入については、市場価格を勘案して決定しています。

(注3) 製品等の販売価格およびその他の取引条件については、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっています。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しています。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,261円24銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 169円08銭 |

(注) 1株当たり情報の計算において、自己株式数に株式需給緩衝信託®及び役員向け株式交付信託 (RS信託) が保有する当社株式を含めています。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 当社の流通株式比率向上を目的とする株式需給緩衝信託®の設定

連結計算書類「連結注記表 (その他の注記) 2. 当社の流通株式比率向上を目的とする株式需給緩衝信託®の設定」に記載しているため、注記を省略しています。

2. 役員向け株式交付信託制度

連結計算書類「連結注記表 (その他の注記) 3. 役員向け株式交付信託制度」に記載しているため、注記を省略しています。

3. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

ウェルネオシュガー株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 井澤 浩 昭
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 大島 充 史
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 重松 あき子
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ウェルネオシュガー株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、ウェルネオシュガー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

ウェルネオシュガー株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 井澤浩昭
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 大島充史
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 重松あき子
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ウェルネオシュガー株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第15期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、工場及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月21日

ウェルネオシュガー株式会社 監査役会

常勤監査役 今 井 秀 明 ㊟

常勤監査役 浅 岡 香保里 ㊟

監 査 役 和 田 正 夫 ㊟

監 査 役 成 瀬 圭珠子 ㊟

(注) 監査役和田正夫及び監査役成瀬圭珠子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

事業報告

第102期

自 2025年4月1日

至 2026年3月31日

東洋精糖株式会社

事業報告

(2025年4月1日から)
(2026年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

わが国経済は、企業の設備投資の持ち直しや雇用・所得環境の改善に伴い、景気は緩やかな回復基調にある一方で、イラン情勢をはじめとする中東地域の緊迫化など地政学的リスクの高まりによるエネルギー資源や金融資本市場への悪影響が懸念されるなど、先行きは不透明な状況が続いております。

当社におきましては、砂糖の原材料である粗糖の価格(ニューヨーク粗糖先物相場)が、当期は1ポンド当たり18.89セントで始まり、米国の関税政策の動向、原油価格の上昇、主要生産国であるブラジルの生産量の増加見通しなどの諸要因により相場は変動したものの、全体としては緩やかな下落基調で推移し、最終的に15セント台半ばで終了しました。

このような状況下、砂糖事業、機能素材事業を営む当社及び当社の卸売部門である子会社トーハン株式会社は、安全・安心な製品をお客様に安定的に供給する事に努めてまいりました。

その結果、当期の業績につきましては、次のとおりであります。

<砂糖事業>

ニューヨーク粗糖先物相場の期近限月は、2025年4月1日に1ポンド当たり18.89セントで取引が始まり、全体としては2026年3月31日にかけて緩やかな下落基調で推移しました。4月は、米国トランプ大統領による関税政策の動向に相場が大きく左右されました。関税強化により砂糖価格の上昇および需要減少が見込まれたことから、相場は下落しました。期近限月がJulyに切り替わった5月前半は、原油価格の上昇を受けて相場も一時上昇しましたが、後半には専門機関および米国農務省(USDA)が、砂糖余剰が前年対比で増加するとの見通しを発表したこ

とを受け、相場は一転して下落基調となりました。6月もこの流れを引き継ぎ下落基調で推移し、期近限月がOctoberに切り替わった7月および8月は比較的値動きが落ち着き、16～17セントのレンジ内で緩やかに推移しました。9月はブラジルの生産量増加見通しを受け、前半は下落したものの、後半には反発し上昇気配で推移しました。10月に入り期近限月がMarchに切り替わると、世界的な砂糖余剰の増加が報告されたことから相場は急落し、10月末付近には15セントを下回る水準となりました。その後11月以降は、相場を押し上げるような大きな材料が見られないまま、14～15セント付近での推移が続き、2026年3月には中東情勢の影響が懸念されたものの、相場は大きく反発することなく低迷が続き、最終的には15セント台半ばで取引を終えました。

一方、日本経済新聞掲載の東京上白糖現物相場は11月に8円下落し、1キログラム当たり241円～243円で当期を終了いたしました。

このような状況の中、物価高騰による買い控え等から販売量は若干減少するも、製造諸経費・輸送費など製造販売経費が上昇するなかで製品価格の改定が進んだことなどから、売上高は11,990百万円(前期比3.7%減)、営業利益は1,994百万円(前期比24.9%増)となりました。

<機能素材事業>

機能性表示食品向けに酵素処理ヘスペリジンの出荷が好調に推移したことに加え、飲料やサプリメント向け製品の出荷が順調に推移したこと、また化粧品原料の出荷も順調に推移したことから販売量は前期を上回り、売上高は1,966百万円(前期比10.8%増)、営業利益は379百万円(前期比2.2%増)となりました。

以上の結果、当期の経営成績につきましては、売上高13,957百万円(前期比1.9%減)、砂糖事業の製品価格上昇などにより、営業利益1,625百万円(前期比29.6%増)、TOB関連費用の前期計上額266百万

円及び事務所移転費用の前期計上額16百万円の反動などにより、経常利益1,720百万円(前期比67.6%増)、関係会社株式評価損の当期計上額減少に伴う利益増292百万円などにより、当期純利益968百万円(前期比410.2%増)となりました。

(2) 設備投資の状況

当期における当社で実施した設備投資の総額は498百万円で、その主なものは機能素材事業生産設備の建設仮勘定428百万円であります。

(3) 対処すべき課題

イラン情勢など中東地域における地政学リスクの顕在化などにより、景気の先行きは不透明な状況が続くものと見られます。

このような状況下、当社は、ウェルネオシュガー株式会社との吸収合併に向けて統合を進めると共に、砂糖事業と機能素材事業を軸として、具体的には以下のとおり事業ごとの課題に取り組み、収益力の強化を進めるとともに、常に安全・安心な製品の提供により皆様の健康と食生活に寄与できるよう努めてまいります。

<砂糖事業>

企業収益が好調に推移し設備投資や雇用情勢の改善、賃金上昇に伴う個人消費の回復などにより景気の緩やかな回復が期待されるものの、中国からの観光客減、物価高による買い控え、代替甘味料の影響や甘味離れ等の諸要因により消費量の大幅な回復が見込めない事業環境において、引き続き品質管理を徹底しお客様の信頼に応える商品を提供することを基本とし、統合シナジーによる業務の効率化を進め、収益確保に努めてまいります。

<機能素材事業>

製薬・健康食品メーカー向けに機能性表示食品制度に対応可能な素材提案と用途開発を進めていくとともに、FSSC認証及びISO認証、並びにハラル認証などの各認証を維持し、高い品質基準による製品の供給を継続してまいります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

当社の財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 99 期 2023年3月期	第 100 期 2024年3月期	第 101 期 2025年3月期	第 102 期 2026年3月期 (当事業年度)
売 上 高(百万円)	11,328	13,113	14,224	13,957
経 常 利 益(百万円)	551	1,864	1,026	1,720
当期純利益(百万円)	500	1,443	189	968
1株当たり当期純利益(円)	91.84	264.74	34.80	138,328.3 50.29
総 資 産(百万円)	10,167	11,541	11,403	12,442
純 資 産(百万円)	9,012	10,045	9,698	10,742
1株当たり純資産(円)	1,652.93	1,842.25	1,778.72	1,534,684 ,809.29

(注) 1. 当事業年度の状況につきましては、売上高13,957百万円（前事業年度比1.9%減）、営業利益1,625百万円（前事業年度比29.6%増）、経常利益1,720百万円（前事業年度比67.6%増）、当期純利益968百万円（前事業年度比410.2%増）となりました。

2. 当社は、2025年6月4日付で普通株式778,908株を1株に併合いたしました。1株当たり情報の各金額は、当事業年度の期首に併合したと仮定して算定した場合、下記のとおりです。

1株当たり純資産額	1,534,684,809.29円
1株当たり当期純利益	138,328,350.29円

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

2025年2月7日から同年3月25日までの期間にウェルネオシュガー株式会社が行った当社株式に対する公開買付けの結果、同年3月31日付で同社は当社株式4,738千株（議決権比率86.91%）を保有する当社の親会社となり、同年6月4日には、同日を効力発生日とする当社株式の併合により、当社の完全親会社となっております。

② 親会社との間の取引に関する事項

当社は親会社ウェルネオシュガー株式会社に対して資金の短期貸付を行っており、その期末残高は1,500百万円であります。同貸付については、貸付利率を金融市場・金利実勢に基づいて、決定しております。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
トーハン株式会社	百万円 100	% 100	食品等の卸売業

④ 企業結合の経過

該当事項はございません。

⑤ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はございません。

(6) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社の主要事業は、砂糖事業及び機能素材事業であります。

区 分	事 業 内 容
砂 糖 事 業	精製糖の製造・販売
機 能 素 材 事 業	酵素処理ルチン、酵素処理ヘスペリジン、ステビア甘味料、ゆずポリフェノール、グリセリルグルコシド及びバオバブオイル等の製造・販売

(7) 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所及び工場

営 業 所	本 社	東京都中央区日本橋富沢町12番20号
工 場	千 葉 工 場	千葉県市原市岩崎西1丁目6番41号

② 子会社の主要な営業所

ト ー ハ ン 株 式 会 社	東京都中央区日本橋富沢町12番20号
-----------------	--------------------

③ 関連会社の主要な営業所及び工場

太 平 洋 製 糖 株 式 会 社	神奈川県横浜市鶴見区大黒町13番46号
宮 古 製 糖 株 式 会 社	沖縄県宮古島市城辺字砂川836番地

(8) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
72(5) ^名	2(-) ^名	43.6 ^歳	14.8 ^年

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、使用人兼務取締役1名及び出向者5名を含んでおりません。
2. 使用人数欄の(外書)は、臨時使用人の年間平均雇用人員であります。

(9) 主要な借入先の状況（2026年3月31日現在）

該当事項はございません。

(10) その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

2. 会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 28株
- (2) 発行済株式の総数 7株
- (3) 株主数 1名
- (4) 株主名

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
ウェルネオシュガー株式会社	7株	100.00%

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はございません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2026年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
三木智之	代表取締役 社長執行役員	トーハン株式会社代表取締役社長 太平洋製糖株式会社取締役
松沢隆	取締役 専務執行役員 (戦略推進部・法務・RM部・ 人事総務部管掌兼戦略 推進部長兼人事総務部長)	トーハン株式会社取締役 太平洋製糖株式会社監査役
三代川昌弘	取締役 常務執行役員 (財務経理部管掌)	トーハン株式会社監査役
高柳一明	取締役 上席執行役員	太平洋製糖株式会社取締役
小西正人	取締役	ウェルネオシュガー株式会社 取締役常務執行役員 内部監査室担当
今井秀明	監査役	ウェルネオシュガー株式会社 常勤監査役

(注) 1. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。

- (1) 2025年6月30日開催の第101回定時株主総会終結の時をもって、取締役遠藤和浩、鈴木陽、村野邦美及び高祖敬典の4氏は任期満了により、監査役野崎敏郎及び松浦一之の両氏は辞任により、監査役江川義一氏は任期満了によりそれぞれ退任いたしました。
- (2) 2025年6月30日開催の第101回定時株主総会において、取締役松沢隆、三代川昌弘、高柳一明及び小西正人の4氏並びに監査役今井秀明氏が新たに選任されそれぞれ就任いたしました。

2. 重要な兼職の異動状況について

- (1) 代表取締役社長執行役員三木智之氏は、2025年6月5日付でトーハン株式会社代表取締役社長に就任いたしました。
- (2) 取締役専務執行役員松沢隆氏は、2025年6月5日付でトーハン株式会社取締役に、2025年6月13日付で太平洋製糖株式会社監査役にそれぞれ就任いたしました。
- (3) 取締役三代川昌弘氏は、2025年6月5日付でトーハン株式会社監査役に就任いたしました。
- (4) 取締役高柳一明氏は、2025年6月13日付で太平洋製糖株式会社取締役に就任いたしました。

4. 会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の名称
東陽監査法人
- (2) 責任限定契約の内容の概要
該当事項はございません。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

当社は、2006年5月12日開催の取締役会において、内部統制に関わる基本方針を決議し、基本方針に基づく内部統制の整備を行っております。なお、本決議は2008年3月18日、2009年5月12日、2011年5月12日、2015年6月18日並びに2022年6月23日の取締役会決議により同方針の一部内容を改定しております。

取締役会において確認しております最新の決議の内容は次のとおりであります。

内部統制に関わる基本方針

当社は、内部統制に関して定めた「内部統制基本要綱」に則り、法令の遵守を徹底し社会的責任を果たしつつ、内部統制システムの構築と適切な運用をコーポレートガバナンスの根幹と成し、社会的信頼の確保と有効な企業活動の維持に努め、事業目的の達成を目指す。企業価値の増大を図るとともに、持続的な成長基盤を構築するため、会社法及び会社法施行規則並びに金融商品取引法に基づき、以下のとおり、業務の適正と効率を確保するための体制に関する基本方針（以下、内部統制の基本方針という）を整備する。

なお、当社は社会の変化に対応し、内部統制の基本方針を常に見直すことにより、より適正かつ効率的な体制を実現するものとする。

1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役、執行役員及び社員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため定めた「コンプライアンスマニュアル（行動基準及び行動指針）」を整備し、法令遵守を企業活動の要諦とすることを浸透させるものとする。

- (2) 当社グループの取締役及び執行役員の中立・透明・公平な業務執行等を確保するため、「役員行動規範」を定め遵守し、企業の信頼の確保、維持、高揚を図るものとする。
- (3) コンプライアンスに適った企業活動を実践するため、「コンプライアンス委員会」をはじめとした各種委員会を設置し、諸施策を講じるとともに、取締役及び執行役員並びに社員相互の意思疎通を十分に図り、信頼関係を築き健全な企業文化を醸成するものとする。
- (4) 法令違反その他コンプライアンスに関する重大な事実を発見した場合の報告体制として、「コンプライアンス委員会」のほか、弁護士を情報受領者とする内部通報制度を整備し、その運用を行うものとする。
- (5) コンプライアンスの状況及び「コンプライアンス委員会」の活動状況については、「内部統制委員会」が内部監査を実施し、その結果を取締役社長に報告するものとする。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び執行役員的意思決定並びに報告など職務執行に係る情報は、「文書取扱管理規程」及び「IT関連の管理規程」に基づき文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理（廃棄を含む）するものとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持するものとする。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社のリスク管理は、「リスク管理規程」及び「財務報告に係る内部統制実施要領」に基づき執り行うものとする。
- (2) 「内部統制基本要綱」により設置した「内部統制委員会」は同委員会の規程の定めに従い、リスク管理が適正に行われているか内部監査を実施し、その結果について取締役社長に報告するものとする。
- (3) 自然災害など重大事態が発生した場合は、「危機管理規則」に基づき対策本部を設置し適切な処置を講じるものとする。

- 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 定例取締役会を年8回開催するほか、適宜臨時に開催するものとする。また、経営に関する重要事項については、社長、執行役員及び常勤監査役で構成する経営会議において事前に議論を行い、その審議を経て、取締役会決議するものとする。
 - (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織・職務・職務権限・決裁規程」など社内規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めるものとする。
- 5 次に掲げる体制その他の当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、「関係会社管理規程」を定め、同規程に基づき当社及び子会社の取締役及び使用人との間において定例及び臨時に報告会議を行い、当社の経営方針の周知を行うとともに、子会社から経営状況等の報告を受けけるものとする。
 - (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社の「リスク管理規程」に基づき、子会社から定期的に報告を受けけるほか、子会社において損失の危険が発生した場合には、速やかに当社へ報告し、当社及び当該子会社間で対策を協議・実施する。
 - (3) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役及び使用人の職務が効率的に行えるよう「組織・職務・職務権限・決裁規程」など社内規程を整備・明確化するものとする。

(4) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社及び子会社はグループ全体の内部統制を充実させるとともに、コンプライアンスに関する「コンプライアンスマニュアル（行動基準及び行動指針）」を定め、グループ全体の法令遵守を確保するために必要な体制を整備するものとする。
- ② 子会社の業務管理は「関係会社管理規程」の定めに従い、当該子会社を担当する執行役員が子会社の業務状況に応じて必要な管理を行うものとする。
- ③ 当社の「内部統制委員会」は子会社の内部監査を実施し、その結果を取締役社長に報告するものとする。

6 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社及び子会社は金融商品取引法の定めに従い、「内部統制基本要綱」に則り健全な内部統制環境の保持に努め、全社レベル並びに業務プロセスレベルの統制活動を強化し、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保するものとする。

7 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

- (1) 当社及び子会社は反社会的勢力や団体とのあらゆる関係を遮断するため、社会的な秩序を維持、尊重し、必要な場合には法的な処置を前提として、毅然とした態度で臨むものとする。
- (2) 反社会的勢力や団体を排除するため、法と倫理に基づき行動することを「コンプライアンスマニュアル（行動基準及び行動指針）」に定め、全役員及び社員に周知徹底を図るとともに、具体的事案の発生時には、警察等関連機関や弁護士などと緊密に連携し、速やかに対処できる体制を確保するものとする。

8 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査役から要請があった場合には、監査役の職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という）として、当社の使用人から補助使用人を任命することについて協力するものとし、補助使用人の任命にあたっては、所要の事項をあらかじめ協議・相談の上、取り決めるものとする。

9 前項補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

任命された補助使用人は監査役の補助者として職務を遂行し、その補助使用人の人事異動及び人事評価等については、監査役の意見・意向を事前に聴取の上、執り運ぶものとする。

10 監査役補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

取締役は、監査役補助使用人の配置について、監査役と業務執行側からの指揮命令が相反しないように配慮し、補助使用人を選任する。また、補助使用人は監査役からの指揮命令を優先するものとする。

11 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

- ① 監査役は取締役会に出席し、取締役から業務執行の状況その他重要な事項の報告を受けるほか、その他重要な会議に出席するものとする。
- ② 取締役社長は、社長・監査役ミーティングを適宜に開催し、業務の執行状況について監査役に報告するものとし、その他取締役及び管掌役員についても監査役に対し業務執行状況の報告を行うものとする。

- ③ 監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び管掌役員等に対してこれらの報告を求めることができるものとする。
- (2) 子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
- ① 「関係会社報告会」及び当社による子会社の内部監査等を通じて得た情報を当社監査役に定期的に報告する。
 - ② 監査役はいつでも必要に応じて、子会社の取締役及び使用人に対して業務執行に関する報告を求めることができるものとする。

- 1 2 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査役に報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを受けないよう、「コンプライアンスマニュアル（行動基準及び行動指針）」に定める内部通報制度に準じた扱いとする。

- 1 3 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役と協議の上、監査役職務を執行するのに必要である予算をあらかじめ定める。

また、予算の有無に拘わらず、監査役が外部専門家に依頼した費用などを含め、職務を執行するために発生した費用を請求した時は、職務の執行に必要でないことが認められた場合を除き、監査役に償還するものとする。

- 1 4 その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、会計監査人及び子会社の監査役、また「内部統制委員会」、「コンプライアンス委員会」等と適宜に意見交換を行うことができるものとする。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制に関わる基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

取締役会は、「取締役会規則」に基づき、当事業年度に10回開催し、法令及び定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役及び執行役員の職務執行の監督を行いました。取締役会は、取締役5名で構成され、監査役も出席しております。また、取締役会とは別に社長、執行役員及び監査役で構成する経営会議を当事業年度は12回開催し、「経営会議運営要項」の定めに従い、業務執行の統制・監督を行いました。なお、業務執行における執行手続の詳細は、「組織・職務・職務権限・決裁規程」などに定めております。

監査役会は、2025年6月30日をもって廃止されるまで、当事業年度に5回開催し、監査役からの会社の状況に関する報告及び監査役相互による意見交換等を行いました。また、監査役は、取締役会及びその他重要会議に出席して適宜意見を具申し、内部統制部門及び会計監査人との意見交換も行い、公正な監査体制の確保に努めてまいりました。なお、当社経営体制の変更により、監査役会は2025年6月30日をもって廃止され、当社は同日をもって監査役会設置会社より監査役設置会社に移行しております。

「内部統制基本要綱」により設置した内部統制委員会は、同委員会の規程の定めに従い、当事業年度に3回開催いたしました。また、同委員会の下、内部統制部門である法務・RM部は、人事総務部及び砂糖営業部を対象に内部監査を実施するとともに、前事業年度以前に内部監査を実施した総合開発部につき、業務改善状況の確認を行い、内部統制の有効性を点検いたしました。

当社は、取締役、執行役員及び社員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「コンプライアンスマニュアル（行動基準及び行動指針）」を定め、当社グループ全体に周知徹底を図っております。なお、同マニュアルは、当社を取り巻

くコンプライアンス環境の変化に対応するべく、2025年4月25日に一部改正したほか、当社のウェルネオシュガーグループ入りに伴い、2025年8月25日にウェルネオシュガーグループとしてのコンプライアンスマニュアルに変更しております。また、同マニュアルにより設置したコンプライアンス委員会は、当事業年度に4回開催し、法令等の遵守状況を審議いたしました。また、法令遵守の徹底と意識を高めるべくコンプライアンスに関するウェルネオシュガー株式会社実施の外部研修も活用しております。

なお、各委員会はその活動状況を取締役社長に報告しております。

子会社の管理については、当社の定める「関係会社管理規程」及び「予決算会議運営要項」に基づき、当事業年度は予決算会議を年1回開催し、社長及び執行役員は子会社より営業報告及び決算説明等を受けております。また、子会社において行う決裁は、当社との事前協議を行った上、「関係会社管理規程」の定める手続を経て行っております。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、当社の収益力、財務内容及び経営環境などをふまえ、株主の皆様への利益還元及び内部留保を考慮し決定することを基本方針としております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

.....
(注) 本事業報告中の記載金額（1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を除く。）、株数及び数量は表示単位未満の端数を切り捨てております。

第102期事業報告の附属明細書

(会社法第435条第2項に基づく明細書)

自 2025年 4月 1日
至 2026年 3月31日

東洋精糖株式会社

会社役員その他の法人等の業務執行取締役等との重要な兼職の状況の明細

区 分	氏 名	兼務する他の会社名	兼務の内容
代表取締役 社長執行役員	三 木 智 之	ト ー ハ ン 株 式 会 社 太 平 洋 製 糖 株 式 会 社	代 表 取 締 役 社 長 役 取 締 役
取 締 役 専 務 執 行 役 員 (戦略推進部・法務・RM部・ 人事総務部管掌兼戦略 推進部長兼人事総務部長)	松 沢 隆	ト ー ハ ン 株 式 会 社 太 平 洋 製 糖 株 式 会 社	取 締 役 監 査 役
取 締 役 常 務 執 行 役 員 (財務経理部管掌)	三 代 川 昌 弘	ト ー ハ ン 株 式 会 社	監 査 役
取 締 役 上 席 執 行 役 員	高 柳 一 明	太 平 洋 製 糖 株 式 会 社	取 締 役
取 締 役	小 西 正 人	ウエルネオシュガー株式会社	取 締 役 常 務 執 行 役 員 内 部 監 査 室 担 当
監 査 役	今 井 秀 明	ウエルネオシュガー株式会社	常 勤 監 査 役

親会社との間の取引に関する事項

当社は親会社ウエルネオシュガー株式会社に対して資金の短期貸付を行っており、その期末残高は1,500百万円であります。同貸付については、貸付利率を金融市場・金利実勢に基づいて、決定しております。

①当該取引をするに当たり当該株式会社の利益を害さないように留意した事項

完全親会社ウエルネオシュガー株式会社への貸付に当たっては、同社の財務内容、資金繰り状況の検証を踏まえており、当社の利益を害するものではないと判断しております。

②当該取引が当該株式会社の利益を害さないかどうかについての当該株式会社の取締役会の判断及びその理由

①に記載の判断及び理由の通りです。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	8,336	流動負債	1,330
現金及び預金	2,253	買掛金	206
売掛金	969	リース債務	5
商品及び製品	1,119	未払金	116
仕掛品	154	設備関係未払金	32
原材料	1,421	未払法人税等	392
前払費用	28	未払費用	364
短期貸付金	2,363	預り金	6
その他	26	賞与引当金	92
		その他	112
固定資産	4,105	固定負債	369
有形固定資産	738	リース債務	8
建物	61	退職給付引当金	322
構築物	9	役員退職慰労引当金	30
機械及び装置	97	資産除去債務	1
車両運搬具	5	その他	6
工具、器具及び備品	27		
土地	94	負債合計	1,699
リース資産	12		
建設仮勘定	428	純資産の部	
無形固定資産	60	株主資本	10,509
ソフトウェア	1	資本金	2,904
ソフトウェア仮勘定	55	利益剰余金	7,605
その他	3	利益準備金	307
投資その他の資産	3,307	その他利益剰余金	7,298
投資有価証券	655	繰越利益剰余金	7,298
関係会社株式	748		
長期貸付金	1,740	評価・換算差額等	233
前払年金費用	67	その他有価証券評価差額金	232
繰延税金資産	46	繰延ヘッジ損益	1
その他	48		
資産合計	12,442	純資産合計	10,742
		負債純資産合計	12,442

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		13,957
売 上 原 価		10,576
売 上 総 利 益		3,380
販売費及び一般管理費		1,755
営 業 利 益		1,625
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	53	
受 取 配 当 金	42	
そ の 他	24	120
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	0	
為 替 差 損	22	
そ の 他	1	25
経 常 利 益		1,720
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	2	
関係会社株式評価損	276	279
税引前当期純利益		1,441
法人税、住民税及び事業税	490	
法人税等調整額	△17	473
当 期 純 利 益		968

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合 計
当期首残高	2,904	-	-	307	6,334	6,641
当期変動額						
当期純利益					968	968
自己株式の取得						
自己株式の処分		0	0			
自己株式の消却		△4	△4		-	-
利益剰余金から資本剰余金への振替		4	4		△4	△4
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	-	-	963	963
当期末残高	2,904	-	-	307	7,298	7,605

	株主資本	
	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	△4	9,540
当期変動額		
当期純利益		968
自己株式の取得	△0	△0
自己株式の処分	0	0
自己株式の消却	4	-
利益剰余金から資本剰余金への振替		-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)		
当期変動額合計	4	968
当期末残高	-	10,509

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	157	0	157	9,698
当期変動額				
当期純利益				968
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				0
自己株式の消却				—
利益剰余金から資本剰余金への振替				—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	75	1	76	76
当期変動額合計	75	1	76	1,043
当期末残高	232	1	233	10,742

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- a 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法
- b その他有価証券
市場価格のない株式等 時価法
以外のもの (評価差額は、全部純資産直
入法により処理し、売却原
価は総平均法により算定)

- 市場価格のない株式等 総平均法による原価法

(2) 棚卸資産

- 商品、製品、原材料、仕掛品 総平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の
低下による簿価切下げの方
法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

- 建物・構築物・機械及び装置・・・定額法
 - 車両運搬具・工具、器具及び備品・・・定率法
- なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- 建物・構築物 6～38年
 - 機械及び装置 8～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

- 定額法を採用しております。
- なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における
利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を
採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

- 売上債権・貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権に
ついては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につ
いては個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上し
ております。

(2) 賞与引当金

- 従業員に支給する賞与の支出に充当するため、支給見込額
に基づき当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、年金資産の額が退職給付債務の額を超過している場合は、前払年金費用に計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 砂糖事業

主に砂糖の製造及び販売を行っております。このような製品及び商品の販売については、顧客に製品及び商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、当該収益より販売促進費等の一部を控除した金額で収益を算定しております。

また、製品及び商品の販売のうち、当社が同一の顧客と同時に締結した複数の契約について、同一の商業的目的を有するものは単一の契約とみなし、当該契約に係る売上原価を売上高と相殺した純額を収益として認識しております。

(2) 機能素材事業

主に機能素材の製造及び販売を行っております。この製品及び商品の販売については、顧客に製品及び商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

- ・ヘッジ手段 為替予約
- ・ヘッジ対象 売掛金、買掛金

(3) ヘッジ方針

為替予約取引は、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクをヘッジすることを目的としております。なお、投機目的の取引は行わない方針であります。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

為替予約は、為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので有効性の評価を省略しております。

会計上の見積りに関する注記

宮古製糖㈱に係る関係会社株式の評価

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

宮古製糖㈱に係る関係会社株式	0百万円
宮古製糖㈱に係る関係会社株式評価損	276百万円

2. 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

関係会社株式の実質価額が帳簿価額に比べ著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる時を除いて実質価額まで減損処理を行っております。

上記の方針に従い、関係会社株式を評価した結果、当事業年度において宮古製糖㈱の株式について減損処理を行い、関係会社株式評価損276百万円を計上しております。外部環境の変化等によって、実質価額に重要な影響があった場合、翌事業年度の関係会社株式の評価額に重要な影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

- | | |
|-----------------------------|----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 1,500百万円 |
| 2. 保証債務 | |
| 債務保証 | |
| 下記の会社の銀行借入について債務保証を行っております。 | |
| (関係会社) 借入保証 | |
| 太平洋製糖(株) | 37百万円 |
| 3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | |
| 関係会社に対する短期金銭債権 | 2,786百万円 |
| 関係会社に対する長期金銭債権 | 1,748百万円 |
| 関係会社に対する短期金銭債務 | 200百万円 |

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売 上 高	3,258百万円
仕 入 高	2,791百万円
営業取引以外の取引高	
収 益	75百万円
費 用	0百万円
資 産 の 購 入 高	0百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (株)	増 加 (株)	減 少 (株)	当事業年度末 (株)
発行済株式				
普通株式	5,456,000	—	5,455,993	7
合計	5,456,000	—	5,455,993	7
自己株式				
普通株式	3,645	374	4,019	—
合計	3,645	374	4,019	—

- (注) 1. 当社は、2025年6月4日付で普通株式778,908株を1株とする株式併合を行っております。
2. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取による増加374株であり、普通株式の自己株式の株式数の減少は、消却による減少3,644株、売却による減少375株であります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生は、関係会社株式評価損、退職給付引当金の否認等であり、繰延税金負債の発生は、前払年金費用、その他有価証券評価差額金の計上によります。なお、繰延税金資産から控除された金額（評価性引当額）は△268百万円です。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主として、銀行借入によることを取組方針としております。

売掛金、短期貸付金、長期貸付金に係る取引先における信用リスクは、当社の与信管理規程等に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を毎期把握する体制を整備し管理しております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価の把握を行っております。

デリバティブは、外貨建ての営業債権・債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であり、実需の範囲内で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません((注)参照)。また、現金は注記を省略し、預金、売掛金、短期貸付金、支払手形及び買掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借 対照表 計上額	時 価	差 額
(1)投資有価証券 その他有価証券	501	501	-
(2)長期貸付金	1,740	1,718	△22
資 産 計	2,241	2,219	△22
デリバティブ取引(※1)	1	1	-

(※1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しております。

(注)市場価格のない株式等

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	902百万円

これらについては、「その他有価証券」には含めておりません。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	ウェルネスユッガー株式会社	被所有 直接 100.0%	役員を受入	資金の貸付(注)1	2,500	短期貸付金	1,500
				利息の受取(注)1	12	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 資金の貸付については、貸付利率を金融市場・金利実勢に基づいて、決定しております。

2. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	トーハン株式会社	所有 直接 100.0%	当社砂糖販売代理店並びに機能素材等の販売 役員の兼任	当社製品の販売(注)1	3,258	売掛金	423
関連会社	太平洋製糖株式会社	所有 直接 33.3%	精製糖の委託加工 役員の兼任	精製糖の委託加工等(注)2	1,527	未払費用	133
				設備資金等の貸付(注)3	1,020	短期貸付金	863
						長期貸付金	1,740
				利息の受取(注)3	40	-	-
	債務保証(注)4	37					
	宮古製糖株式会社	所有 直接 25.17%	原材料の購入先	原材料の購入(注)5	1,253	買掛金	47

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社製品の販売について、価格その他の取引条件は、品の市場価格並びに市場実勢を参酌して、決定しております。
2. 精製糖の委託加工費は、精製糖受委託加工契約書に基づいて決定しております。
3. 設備資金等の貸付については、貸付利率を金融市場・金利実勢に基づいて、決定しております。

4. 銀行借入について債務保証を行っております。なお、保証料は受領していません。
5. 原材料の購入については、その主たる原料糖は、国内粗糖市況を参酌して、随時決定しております
6. 取引金額には消費税等を含めておりません。

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,534,684,809.29円
1株当たり当期純利益	138,328,350.29円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。
2. 当社は、2025年6月4日付で普通株式778,908株を1株に併合をいたしました。
1株当たり情報の各金額は、当事業年度の期首に併合したと仮定して算定しております。

3. 算定上の基礎

(1) 1株当たり純資産額	
純資産の部の合計額	10,742百万円
普通株式に係る純資産額	10,742百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	7株
(2) 1株当たり当期純利益	
当期純利益	968百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益	968百万円
普通株式の期中平均株式数	7株

第102期計算書類の附属明細書

(会社法第435条第2項に基づく明細書)

自 2025年4月1日
至 2026年3月31日

東洋精糖株式会社

(注) 記載金額は百万円未満切捨てて表示しています。

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位:百万円)

区分	資産の種類	期 残	首 増	当 加	期 減	当 少	期 額	期 額	末 高	期 末 減 価 償 却 累 計 額	当 期 減 価 償 却 額	期 末 減 価 償 却 累 計 額	期 末 減 価 償 却 累 計 額	期 末 減 価 償 却 累 計 額
有形固定資産	建物	338		1		0		339		277		7		61
	構築物	30						30		20		1		9
	機械及び装置	974		8		2		980		882		23		97
	車両運搬具	44		0				44		38		5		5
	工具、器具及び備品	288		3		6		288		258		14		27
	土地	94						94						94
	リース資産	35						35		23		5		12
建設仮勘定			428					428					428	
合 計		1,806		441		8		2,239		1,500		56		738
無形固定資産	ソフトウェア	108						108		106		0		1
	ソフトウェア仮勘定	2		55		2		55					55	
	その他	9						9		6		1		3
	合 計		120		55		2		173		112		2	60

(注) 1. 有形固定資産の増加額の主なものは、建設仮勘定428百万円(新工場設備等)の取得によるものであります。
2. 無形固定資産の増加額の主なものは、ソフトウェア仮勘定の取得55百万円(販売システム)の取得によるものであります。

2. 引当金の明細

(単位:百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	8	-	-	8	-
賞与引当金	75	92	75	-	92
退職給付引当金	316	20	13	-	322
役員退職慰労引当金	32	14	16	-	30

(注) 1. 貸倒引当金 長期に渡り貸倒損失が発生していないため当期から当期貸倒実績率を0%にした。
当期減少額「その他」はその取崩した額であります。
2. 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に充当するため、支給見込額に基づき当事業年度に負担すべき額を計上しております。
3. 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。
4. 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位:百万円)

科 目	金 額
販売諸掛	579
広告宣伝費	9
役員報酬	61
給与	326
賞与	61
賞与引当金繰入額	59
退職給付費用	31
役員退職慰労引当金繰入額	15
法定福利費	75
事業税	43
業務委託費	46
厚生費	7
減価償却費	28
無形固定資産償却費	1
投資等償却費	0
リース料	0
不動産賃借料	22
修繕費	16
保険料	12
租税公課	1
水道光熱費	6
旅費交通費	26
通勤費	12
交際費	12
団体諸経費	5
通信費	18
支払手数料	8
事務消耗品費	1
図書費	0
試験研究費	103
雑費	154
合 計	1,755

会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

東洋精糖株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 大島 充 史
業務執行社員

指定社員 公認会計士 重松 あ き 子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋精糖株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役監査報告書

監査報告書

2025年4月1日から2026年3月31日までの第102期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員、使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員、使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をすに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月18日

東洋精糖株式会社

監査役 今井秀明 ㊞

以上